

- スクリーニング検査の普及方策等の検討の参考とするため、海外における事業用自動車の運転者に関する健康管理の制度に係る実態調査を実施中。

(海外における健康管理の制度の概要)

- ・ 調査対象国では、トラック、バス等の運転免許の申請・更新時等に、医師による健康診断を義務づけ。
  - ・ 健康診断において脳・心臓疾患や睡眠障害等に係るスクリーニング検査を義務づけている例はなく、医師が免許の欠格要件※1に則して当該検査の要否を判断。
  - ・ 医師が当該検査の要否を判断するにあたっての運転適正に係る医療評価基準を、ガイドライン等で規定している例あり(イギリス、豪州)。
- ※1 イギリス、ドイツ、オランダ、豪州では、運転免許の欠格要件となる症状が規則等で明示されており、運転者に当該症状に関する当局への申告義務あり。

- 欧州諸国の中でも運転適正に係る医療評価基準が詳細なイギリスの実態について、現地でのヒアリングを含む詳細な調査を実施予定。

(現時点での調査結果)

	日本	米国(連邦)	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	豪州(連邦)	インド
運転者の健康診断義務	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断のタイミング※2 (深夜業務従事者を除く)	雇入れ時、以降1年毎	医学証明書の保持義務(2年毎に更新の必要)	免許の申請・更新時(5年毎)及び45歳の更新時	免許の申請・更新時(5年毎)	免許の申請・更新時(5年毎)	免許の申請・更新時(5年毎)	免許の申請・更新時(時期は州で異なる)	免許の申請・更新時(3年毎)
診断項目	心電図	×	×	×	×	×	×	×
	SASスクリーニング	×	×	×	×	×	×	×
	脳MRI	×	×	×	×	×	×	×
医療評価基準	×	×	○	×	×	×	○	×

※2 健康診断のタイミングについては、運転者が一定年齢以上になるとその頻度を高める規定(毎年の受診義務等)を設けている国もあり。